

山 青 森 県 報

号外第百五号

平成十三年十二月十七日 (月曜日)

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○右 同……………(同) ……三

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三・五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三・五・二七

四 届出年月日

平成十三年十月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏ショッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 川戸 義晴

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

変更前

ジャスコ株式会社
東京都千代田区神田錦町一丁目一
代表取締役 岡田元也

変更後

イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岡田元也

変更年月日

名称の変更
平成三・八・三
住所の変更
三・二〇・四

北川大成
北津軽郡金木町大字金木字朝日山二〇二の一

有有限会社北川本店
北津軽郡金木町大字金木字朝日山二〇二の一

三・二〇・四

株式会社三城
東京都中央区日本橋室町二の四の二
代表取締役 多根幹雄

株式会社三城
東京都中央区日本橋室町二の四の二
代表取締役 加納誠治

〃

株式会社キムラタン
兵庫県神戸市中央区加納町二の九の二
代表取締役社長 木村喜彦

株式会社キムラタン
兵庫県神戸市中央区加納町二の九の二
代表取締役 川岡正則

〃

株式会社八戸墓苑
八戸市下長二丁目一七の一
代表取締役 渡辺忠一

削除

一三・九・三〇

成田徹幸
北津軽郡板柳町大字滝井字西田六一の九

削除

〃

ホームック株式会社
北海道札幌市厚別区中央三条二の四の一
代表取締役 石黒靖尋

ホームック株式会社
北海道札幌市厚別区中央三条二の四の一
代表取締役 前田勝敏

一三・一〇・四

四 届出年月日

平成十三年十月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
 ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十四年四月十七日

2 提出先
 青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森東ショッピングセンター

青森市大字矢田前字弥生田四五の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

代表取締役 佐藤茂

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目 代表取締役 岡田元也	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五の二 代表取締役 岡田元也	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 一三・五・七

四 届出年月日
 平成十三年十月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧
 1 場所
 青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間
 平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間
 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成十四年四月十七日

2 提出先
 青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	変更後	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡田元也	変更年月日	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三三・五・二七
-----	---	-----	--	-------	--------------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	変更後	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡田元也	変更年月日	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三三・五・二七
-----	---	-----	--	-------	--------------------------------------

四 届出年月日

平成十三年十月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

浪岡ショッピングセンター

南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	変更後	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡田元也	変更年月日	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三三・五・二七
-----	---	-----	--	-------	--------------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 岡田元也	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡田元也	名称の変更 平成三・八・三 住所の変更 三・五・七

四 届出年月日

平成十三年十月三日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森東ショッピングセンター

青森市大字矢田前字弥生田四五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

代表取締役 佐藤茂

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二 代表取締役 岡田元也	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	平成三・二〇・三

四 届出年月日

平成十三年十一月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十四年四月十七日
- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
八戸城下ショッピングセンター
八戸市城下二丁目一の一の六外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岡田元也
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也
変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦
変更年月日	平成三・一〇・三

四 届出年月日

平成十三年十一月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
浪岡ショッピングセンター

南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	変更後	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更年月日	平成一三・一〇・三
-----	--	-----	---	-------	-----------

四 届出年月日

平成十三年十一月八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年四月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十七日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十七日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

Kパリュウ大清水店

弘前市大清水一丁目九の一五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルサン

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七

代表取締役 上杉邦夫

三 意見の概要

騒音予測地点2及び3において、騒音レベルの最大値が騒音規制法の夜間基準を超えている。店舗周辺は第一種低層住居専用地域であり、二十四時間営業ということもあり、特に騒音予測地点2の周辺においては、生活環境に配慮が必要である。したがって、時間帯による駐車場の一部利用制限及びその周知を含めて、騒音対策について再度検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十三年十二月十七日から平成十四年一月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目二七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭